

2 お金のトラブルについて考えること（借金や悪質商法）

（1）多重債務の恐ろしさ

ローン（※1）やクレジット（※2）は借金です。ローンやクレジットを無計画に利用すると、借金が雪だるま式に増え、「多重債務」の状態に陥ります。深刻な場合には、親族や連帯保証人を巻き込み、自分だけでなく、周りの人々の日常生活に重大な影響を及ぼすこともあります。

（※1）金融機関から直接現金を借り入れること。

（※2）ショッピングなどの代金をカード会社に立て替えてもらうこと。

（2）借り入れする際の心構え

借り入れする際は、無理のない返済計画を立て、借り過ぎに注意するとともに、借金の返済のために新たな借り入れを絶対にしないことが大切です。

〔借り入れする際のチェックポイント〕

- 1 それは本当に必要なお金（もの）ですか？
- 2 今すぐ必要なお金（もの）ですか？
- 3 利息（金利）はどのくらいかかりますか？
- 4 自分自身の収入で、月々の返済がきちんとできますか？
- 5 借金返済のための借金ではないですか？

〔「利息」「月々の返済額」の検討〕

借金を返済するときは、元金に利息を加えて返済することになります。利息が高いほど返済の負担が大きくなるので注意が必要です。

また、月々の返済額が少ないほどその時の負担は少ないのですが、その分、返済期間が長期にわたり、返済総額も大きくなるので注意が必要です。

〔返済シミュレーション（元利均等払）〕

	プランA	プランAと比較して	
		利息が高い場合	月々の返済額が少ない場合
借入額	100万円	100万円	100万円
利息	年利10%	年利18%	年利10%
月々の返済額	約25,000円	約25,000円	約17,000円
返済期間	4年1か月	5年1か月	6年8か月
返済総額	約122万円	約153万円	約137万円

(3) もし多重債務に陥ってしまったら

万が一、自分の収入で借金を返済できなくなってしまっても、返済のために借金をしてはいけません。それは多重債務の始まりです。

次のチェックポイントに一つでも当てはまるときは、早急に多重債務相談窓口（45ページ参照）に相談し、解決策を検討してください。



〔多重債務のチェックポイント〕

- 1 二つ以上の金融業者から借り入れがあり、返済が遅れがちになっている。
- 2 返済のために、別の金融業者から借りて返す自転車操業となっている。
- 3 返済に追われ、税金、公共料金、保険料、授業料、家賃などの支払いが滞っている。
- 4 借金のことで悩んでおり、相談相手もなく、途方に暮れている。

〔多重債務の解決策〕

任意整理	裁判所を利用せずに、当事者同士の話し合いで返済方法等を決める制度。
特定調停	裁判所を利用して、公正な立場の調停委員を介して返済方法等を決める制度。
個人再生手続き	裁判所が許可した再生計画に基づき、借金を返済する方法。
自己破産	裁判所を通じて、保有資産によりできる限り借金を返済した後、返せない借金を免除してもらう手続き。

※詳しくは多重債務相談窓口、法律の専門家に相談してください。

(4) ヤミ金融からは借入れをしない！

〔ヤミ金融とは〕

ヤミ金融とは、貸金業の登録を受けていない金融業者（貸金業法違反）や、年利20%を超えて貸し付けを行う金融業者（出資法違反）のことです。

〔ヤミ金融の恐ろしさ〕

ヤミ金融は、手軽に借入れができる反面、高金利であるため、返済額はあっという間に膨れ上がって返済不能となり、脅迫まがいの取り立てが、本人だけでなく親族や職場にも及ぶようになります。

また、ヤミ金融に伝わった個人情報、その後も悪用される恐れがあります。

万が一、ヤミ金融で借入れをした場合や被害に遭った場合は、最寄りの警察署や弁護士に相談してください。

〔悪質な金融業者（ヤミ金融）の例〕

後払い (ツケ払い) 現金化	形式的には後払いによる商品売買であるが、商品代金の支払に先立ち商品の購入者が金銭を受け取り、後日、給料日等に法外な商品代金を支払うもの。 【例】「ツケ払い商品売却で即日キャッシュバック」「レビュー投稿で現金報酬GET」「SNS拡散で商品宣伝協力金」
給与ファクタリング	個人が勤務先に対して有する給与（賃金債権）を対象に法外な手数料を徴収して買い取って金銭を交付し、当該個人を通じて資金を回収するもの。
個人間融資	SNSなどを通じて見知らぬ人同士が知り合い、金銭の貸し借りをすることをうたうもの。個人を装ったヤミ金融業者により違法な高金利の貸付けが行われるほか、個人情報が悪用され、更なる犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性。 【例】「#個人間融資」「#お金貸します」

※上記の他にも様々な手口がありますので注意してください。

お金を借りるときは、相手が貸金業法に基づき、国（財務局）または都道府県の登録を受けているかどうか必ず確認しましょう。登録業者であるかどうかは、日本貸金業協会の「貸金業相談・紛争解決センター」（電話 0570-051-051）で確認できます。

(5) 若者をターゲットにした悪質商法に注意

「簡単に儲かる」「手軽にキレイ」「〇%オフ」などのインターネット・SNSの広告や書き込み、友人や知人、SNSで知り合った人からの誘いをきっかけに、トラブルに巻き込まれる事例が多く報告されています。こうした広告や説明はうのみにせず、安易に契約をしないようにしましょう。

「お金がない」と言うと消費者金融や学生ローンから借金をさせられたり、クレジットカードで支払わされたりする場合があります。必要がなければ「契約はしない」ときっぱり断りましょう。少しでも不審に思ったりトラブルに遭ったと感じたら、最寄りの消費生活センター（45ページ参照）へ相談してください。

〔若者に多いトラブル〕

定期購入	動画投稿サイトの広告を見てお試し300円のダイエットサプリメントを購入。頼んだ覚えのない2回目の商品発送連絡があり、4か月分まとめて4万円の請求があった。
------	---

- ・ 契約内容をしっかり確認する。（1回？継続？）
- ・ 解約条件をしっかり確認する。（解約方法など）
- ・ 証拠を残すために事業者と連絡した記録を残す。

儲け話 (情報商材、 マルチ商法、 暗号資産)	先輩の知り合いに「簡単に儲かる」と誘われて、ホームページのアクセス数を増やすことで簡単に稼げる情報を記載した90万円の情報商材を契約したが、全く儲からない。その後、友人を誘えばボーナスが入ると言われた。
----------------------------------	---

- ・ 投資には必ずリスクがあります。（価格が変動し損をする可能性があります）
- ・ クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない。
- ・ 暗号資産で投資をする場合は、取引先の業者が無登録の暗号資産交換業者等でないか確認する。

美容医療	美容外科クリニックで施術を受けたが、顔全体が内出血をおこし腫れが引かず、生活に支障がでた。
------	---

- ・ 効果だけでなくリスクや副作用などについても知り、納得した上で自分で選択する。
- ・ 他の方法や選択肢の説明も受け、自分で選択する。
- ・ その美容医療は「今すぐ」必要ですか？最後にもう一度確認する。

〔クーリング・オフについて〕

クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘販売のように不意打ちで勧誘される場合や、マルチ商法などの複雑な契約内容の場合には、冷静に判断することができないまま、また、契約の内容をよく理解できないまま契約しがちです。このため、「契約を解除したい」場合には、一定の期間内であれば無条件に契約を解除できる制度です。なお、通信販売には、クーリング・オフの適用はありません。

令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。未成年者が法定代理人（親など）の同意を得ずに契約した場合は、原則として契約を取り消すこと（未成年者取消権）ができますが、成年（18歳）になると未成年者取消権の行使ができません。